次世代育成支援対策推進法に関する 学校法人北星学園 次世代育成支援対策行動計画

北星学園は、教職員が仕事と子育てを両立することができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることで、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、第Ⅰ期行動計画に引き続き、次のとおり第Ⅱ期行動計画を策定します。

次世代育成支援対策行動計画【第Ⅱ期】

計画期間

2010 (平成 22) 年 4 月 1 日から 2015 (平成 27) 年 3 月 31 日までの 5 年間

内容

目標 1. 男性の育児休職取得促進の広報を進めること

〈対策〉男性職員が育児に参加するために、育児休職のみならず様々な制度の利用を学内 広報等により呼び掛ける。

目標 2. 子の出生時における父親の休暇取得を促進すること

〈対策〉出産日から1か月以内に随時取得可能な慶弔休暇「配偶者の出産3日」の日数 増を検討する。

|目標 3. 育児休職を取得しやすく、現場復帰しやすい環境の整備を行うこと

〈対策〉 職場との断絶感を防ぐため、育児休職取得者に対して学内広報等を配布するなど、 学内動向の周知を怠らないように努める。

┃目標 4. 3歳以上の子どもを育てる職員の勤務時間を検討すること

〈対策〉「3歳に満たない子の養育と要介護状態にある家族を介護する職員」としている「始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度」について、子の年齢要件緩和を検討する。

目標 5. 職員の年休取得日数を促進すること

〈対策〉年次休暇の取得日数には個人差があることから、各事業所において年次休暇の取得環境を整備し、個人差を縮めるよう図っていく。(自宅研修等が認められている教育職員を除く)